

国立天文台・天文情報センター・特別客員研究員 中桐正夫

*** 東京天文台 100 周年記念誌資料 —その 3-48-1—(明治元年～45 年の年表原稿)**

筆者が引き継いだ東京天文台百年記念誌資料については、アーカイブ室新聞 346 号に「東京天文台 100 周年記念誌作成時の資料—その 1—」、349 号に「東京天文台 100 周年記念誌作成時の資料—その 2—」、353 号に「東京天文台 100 周年記念誌作成時の資料—その 3—」、という記事を書いた。これらの資料は段ボール箱 3 個に入っていたので 1 箱目を—その 1—、2 箱目を—その 2—、3 箱目を—その 3—としたのである。これらの資料についてリストのみでなく、内容を具体的に紹介する記事を書き始めたが、順不同で筆者が興味深いもののかつてにピックアップして書いている。今回は 3 箱目の最後の 48 項目について報告したい。第 353 号のリストには、

48. 明治元年～明治 45 年と書かれた封筒：明治元年～明治 45 年の年表原稿 非常に貴重とあり、この時点で非常に重要と書かれている。この資料の表紙は「東京天文台関係資料索引」となっている(写真 1)。

東京天文台関係資料索引

	カード No.
東大 50 年史	東京帝国大学五十年史 11001～11019
学術大観	東京帝国大学学術大観 12001～12081
赤羽 氏	13001～13027
天文台附録法合集	14001～14010
東大年報	東京帝国大学年報 15001～15035
東京大学一覽	東京(帝國)大学一覽 16001～16090
大学要覽	17001～17006
科学史研究	18001～18467
法規分題大全	19001～19154
月	天文月報
	人事死表 1～28
	人事辞初 501～560
	出版 1001～1019
	報時 2001～2031
	天文台 5001～5232
	他 9001～9044

2枚目からは、写真2のように、年月日、要項、出典、カード番号の表になっており、明治元年2月から、大正元年9月2日までの東京天文台に関係した事項が出典と共に要点が記載されている。この事項が非常に重要なことと読める。

明治	要	項	出典	カードNo.
元年(1868)	元 2. 朔日	(土御門晴雄へ指令) 編曆事務蓄 = 後シテ土御門家ニ属ス 土御門晴雄親 推曆之儀ハ京師之測量ヲ本ト任前々 則於当家測量推歩仕来候處 宝暦四年新規於江戸領 曆役所被取建当家之曆算之者 滋川図書被乞候 = 付 殺々相断候得共強ク所望 = 付不得止差遣候處其後ハ 天文方ト名付於彼方測量推歩之儀掌握之様 = 相成他 所ニ測量不本意候得ハ 此度王政復古所一新之新柄 何卒右 流弊相改如元於当家京師之測量ヲ以推歩 執行候仕展此殺宜 仰沙汰之程 願履存候也 晴雄 久我中納言殿 萬里小路石大辨宰相殿	法現合数大全才御 19002 1頁	
	元 2 22	(職官表抄録) 官中 = 時掛ヲ置ク	"	158頁 19113
	元 3. 晦日	(建議) 議定 松平慶永領曆ノ制ヲ定メコトヲ建議ス 松平慶永建議 曆法ノ儀ハ誠以日用不可欠之者ニテ 別シテ民政之才一ト奉存候是迄 於 徳川氏尊天又台 取建製曆仕来リ申候然ハ處王政一新ニ付テハ 曆法 製造所并天文台早々御取建相成從業ハ從朝廷天下ハ被為 領賜候採任事候也	"	2頁 19003

写真2

この資料の入った封筒には、「明治元年～明治45年」と表書きがあるから、明治45年以降のものが作成されたかもしれないが、明治期のものだけこのような要項を作ったのかもしれない。この東京天文台百年記念誌に携わった何人かはお存命であるから聞き取りをしたいと思っている。

この資料は、当時、東京天文台で使用されていた「計算用紙」呼ばれた3mm方眼のB4の要旨に鉛筆書きされたものである。これは何らかの形で出版するための原稿と思われるが、筆者はまだその存在を知らない。また事項がカードで整理されたようだが、そのカードの存在も気になる。

とにかく、これは非常に貴重な資料と思われるので、すべてをスキャナーで取り込んだので、ここに掲載して、読める形で公表したいと思った。全部で39ページあるが、一度に掲載するとファイルが大きくなりすぎるので、4回に分けて報告する。それでもページ数がかさむことはご勘弁願いたい。写真2の続きから始める。

元	開4	21	(政體書抄録) 時掛ヲ改テ守辰ト称ス 参考: 2年7月8日 職官令ヲ定ムルニ依テ廢ス	158頁	19114
元	7	9	(土御門晴雄ハ指令) 土御門晴雄造曆及ヒ領布ノ事 宜テ察シ其費額ヲ定ム 参考: 3年2月10日 天文曆道ヲ大學ニ屬スルニ依テ消滅ス 2月朔日 勅許ヲ蒙ルニ見ユ 冥加錢ノ額 2年7月2日 東京府上申及ヒ四年 2月10日 大學伺 卷末スヘシ	2頁	19004
元	9	8	(布告) 御一世一元ノ制ヲ定ム	1	19001
元	10	28	(本日河内守ハ指令) 宇治山田ノ曆師等 兼年曆稿本ノ下付ヲ 請フ許サス 参考: 二年八月二十九日 弘曆處分ヲ土御門家ニ委任シ三年 2月10日 天文曆道ヲ大學ニ屬シ、六年2月10日 領曆規 則ヲ定ム	5	19005
元			旧曆ニ依リ 公曆ノ事務ヲ京都ノ司天宮土御門家ニ司ス。 (職員制 50人)	科学史研究 才16号	18001
元			議定 松平慶永ガ領曆ノ制ヲ定メテ之ニ建議	科学史研究 才16号	18002
初			編曆事業、明治初、京都ノ土御門家、引續キ編曆	学術大觀 卜537	12007
初			年 明治初年ニ於ケル曆及ヒ天文台ノ制度ニツイテ (神田茂記)	月. 25-5 p. 90 昭7.	5033
明	治		要 項 出 版 0-F No		
		2	(1869)		
2	3	15	(東京府ハ達) 浅草天文台ヲ東京府ニ屬シテ尋テ廢ス 浅草元天文台堂分其社ハ取テ常觀仰付候事 参考: 四年三月九日 大學ヨリ 觀象台新建ノ事ヲ稟請ス	法規分類大全才編	19006 6頁
2			浅草天文台ヲ東京府ノ所管トシ、後ニ此ヲ廢シテ器械類ヲ 開成學校ニ引継ク	科学史研究 才16号	18003
2	7	2	(東京府上申) 東京弘曆者ニ他國弘曆者ト同シク冥加金 ヲ課ス。 参考: 3年2月10日 天文曆道ヲ大學ニ屬スルニ 依テ消滅ス	法規分類大全才編	19007 8頁
2	8	12	(土御門正三位ハ達) 仙台藩刊曆ノ請ヲ許ス 参考: 二年八月二十九日 弘曆處分ヲ土御門家ニ委任シ 三年2月10日 天文曆道ヲ大學ノ所管トシ、六年2月 10日 領曆規則ヲ定ム	7頁	19007
2	8	17	(土御門正三位ハ達) 土御門晴雄ニ命シテ 庚午曆 稿本ヲ上ラシム	8頁	19008
2	8	29	(東京府ハ回答) 東京弘曆者ニ亦土御門家ノ管理ニ屬ス	10頁	19011
2	8	日開	(東京府ハ達) 庚午曆稿本ヲ東京府ニ下付ス	10頁	19010

- 2 10 29 (東京府達) 東京府弘暦者、外曆本及ヒ旧曆ヲ彫刻スルヲ禁ス 12頁 19012
 参考: 弘暦者ハ從來土御門家ヨリ許セシ者ナリ 三年三月
 若松県伺同年六月度会県伺書参考ス可シ
- 2 12 12 (南成学校通牒) 南成学校 中外通曆ヲ上梓ス 166頁 19127
 南成学校ニ 内田恭 "中外通曆" ヲ發行 科学史研究才16号 18004

明治	要	項	出典	カキNo.
3 (1870)				
3 2 10	(大学入達) 天文曆道ヲ以テ大学ノ管轄トス 参考: 三年八月七日 天文曆道局ヲ東京ニ移シ 同月二十五日改メテ 星学局ト称ス (大学入達) 天文曆道自今其学管轄被仰付候事 土御門和丸幸徳并從四位入達 天文曆道自今大学管轄 被付候間比較相違候事 同月十日 天文曆道局ヲ大学仰高門内日講所ニ設ク (職官長) 天文曆道、事往古ヨリ土御門家ノ職掌ナリ 維新ノ際同家ノ請ヲ允シ 職掌可為如古例旨、口達 ナリ 爾後領曆ノ事務同家ニ之ヲ管掌シ 行政官ニ統ス 是ニ至テ大学、所轄官ニシテ 同年五月土御門和丸等 天文曆道御用掛トナリ 八月本局ヲ東京ニ移シ 尋テ星学 局ト改メ 官廳ヲ星学御用掛ト称ス 但シ 予局ヲ東京ニ 移ス 雖モ尚 西京ニ其局ヲ留メ 土御門家ヲ以テ 之ニ充ツ (下ニ見ユ) 四年文部省ヲ建ルニ及テ 天文局 ト改称シ 南校ニ移シ 六年三月東京師範学校ニ移シ 五月復テ昌平坂ニ移ス 七年二月天文局ヲ廢シ 偏屬事 務ヲ繪書課ニ屬ス	法規分類大全第一編 12頁	19013	
3 2 10	古來陰陽頭土御門家ノ司リ 天文曆道ニ大学ノ管轄ト移リ		東京大学50年史	11018
3 3 19	(若松県入指令) 若松県ヨリ其管内領曆ノ事ヲ禀ス 参考: 三年四月二十日 布告ヲ以テ弘暦者、外曆書取扱ヲ 禁ス		法規分類大全第一編 13頁	19014
3 4 22	(布告) 弘暦者、外曆ニ曆本ヲ取置マシムルヲ禁ス 参考: 三年八月十四日 領曆掛頭取ヲ置テ 九年十月 内務省甲才39号布達ヲ参考スルニ		" 13頁	19015
3 4 22	一定ノ分復曆以外曆ヲ取置テ了ス 然レ、弘暦掛ノ職ヲ設ケ		東京大学50年史	11002

3	5	15	(大学へ指令) 土御門和丸以下=天文曆道御用掛ヲ命シ 俸給ヲ定ム	法規分類大全第一編 19017 14頁
			参考: 元年9月25日 土御門晴雄 ^左 ハ達卷者 ^ニ 可シ 3年8月25日 星学局ト改称シ 督務及ヒ取締ヲ置ク	
3	6	10	(慶会果へ指令) 慶会果下=於テ従前ヨリ土御門家ノ許可 ヲ得タル者ハ弘曆ヲ許ス	" 13頁 19016
			参考: 同年4日 弘曆者ノ外私=曆本ヲ取責スルヲ禁ズ	
3	7	13	(大学へ達) 大学ヲ廢スト雖モ曆道掛ハ其舊ニ依ラシム 学制御改正当分本校被止候=付 判任以下役員免職 行生徒退舍被仰付不 ^レ 更事 但曆道掛ハ是迄通被差遣候事 参考: 3年2月10日 天文曆道ヲ大学ニ屬シ 3年5月15日 天文曆道御用 掛ヲ置ク	" 17頁 19018

明治	年	日	事	出典	頁
3 (1870)					
3	7	20	(弘前藩へ指令) 弘前藩田舎曆ヲ編刻セシムコトヲ請フ	法規分類大全第一編 19017	19017
3	7		大学閉鎖	東京大学50年史	11018
3	8	7	(大学何定) 天文曆道局ヲ東京ニ移シ 西京ハ土御門家ヲ 以テ其局ニ充ツ	法規分類大全第一編 19020	17頁
			参考: 3年8月 星学局ト改称シ 同年閏10月27日 京都星学局 出張所ヲ廢ス		
3	8	14	(辞令) 弘曆掛頭取ヲ置ク	"	18頁 19021
3	8	14	星学局ト改称	東京大学50年史	11018
3	8	25	(大学へ指令) 天文曆道局ヲ星学局ト改称ス	法規分類大全第一編 19022	18頁
			参考: 4月7日 文部省ヲ達スルニ及テ改テ天文局ト称ス		
3	8	25	(辞令) 星学局ニ督務及ヒ取締ヲ置ク	"	18頁 19023
			参考: 天文曆道御用掛ハ 3年5月15日 命スル所ナリ		
3			天文曆道、大学の管轄トナリ	学術大観 p539	12007
3			天文曆学局を星学局と改称し大学南校の所屬トナリ	科学史研究 第16号	18007
3	9	4	(文部省届) 大学ヨリ明治4年曆本建呈ノ期限ヲ棄ス	法規分類大全第一編 19024	19頁
3	10	3	(大学何定) 星学器械ヲ英国龍動ニ徴ス 鯨島少判務使 ^ハ 達 星学器械ヲ龍動取調買入被仰付候事 大学何 今般鯨島外務大臣英國ハ渡航被仰付候=付テハ 星学局要用器械ヲ龍動府取調ノ上買入ヲ被命候 標致 度猶御用金トシテ凡五千兩程御宛行相成候 標致度 此旨相伺候也 参考: 5年10月7日 文部省へ指令ヲ以テ更ニ洋銀六千兩ヲ給ス	"	19頁 19025

3	開 10	星学器械装置(赤道測器, リゴド製子午儀, 小千午儀, 時辰儀, 航海曆, 討教表, 気象器械等)をロンドンに注文	科学史研究 才16号	18008
3	開 10 27	(大学へ達) 京都星学局出張所ヲ廢ス 参考: 本局ヲ東京ニ移セシム 3年8月7日ニ在リ	法規分類大全才一編	19026 19頁
3	11 23	(米沢藩へ指令) 米沢藩曆本ヲ鑄刻センコトヲ請フ 允サス	"	20頁 19028
3	11 日開	(大学届) 星学局出張所ヲ廢スルヲ以テ古ク本曆留版及ヒ改印等ヲ弘曆所出任 降谷明晴ニ委ス 参考: 星学出張所ヲ廢スルハ 3年間 10月27日ニマシ 4年4月23日 領曆費弘稅議, 領曆規則初稿取 留版ハ印行部數ヲ限リ 其刻板ヲ領置スルヲ云フ	"	20頁 19029
3	12 7	(土御門和丸へ達) 星学出張所ヲ廢シ 土御門和丸ノ大学御用掛ヲ免ス 参考: 和丸御用掛ヲ解セシム 3年5月15日ニ在リ	"	20頁 19027

明治	要	項	出	典	カードNo
3 (1870)					
3	12 20	(布告節録) 日時計ノ計算方 名例律 凡一日ト称スル者ハ十二時ヲ以テス 工ヲ計ル者ハ朝則暮ニ至ル 一年ト称スル者ハ三百六十日ヲ以テス 人ノ年ヲ称スル者ハ戸籍所注ノ年ヲ以テ定ト爲ス 参考: 5年11月達 才337号ニ依テ消滅ス 6年1月才5号 同 2月才45号 布告参考スルニ	法規分類大全才一編	156頁	19108
3	12 日開	(京都府へ指令) 京都府報時鼓ヲ施行センコトヲ請フ 允サス	"	160頁	19121
3	12 日開	(京都府へ指令) 二條城ノ報時鼓ヲ西洋刻劃ニ改メ 用成学校ニ大学南校ニ改稱シ, 理科過程中ニ星学ニ合ヒ 本御ニ学出ノ天体觀測川 練習用トシテ 大学天文台ニ創立	"	162頁	19122
3			科学史研究 才16号		18005
3			科学史研究 才16号		18006

明治	要	項	出	典	カードNo
4 (1871)					
4	3 10	(大学届) 觀象台新建ノ地ヲ定ムンコトヲ請フ 兼テ 觀象台觀測所ニ使ハルニ詔ニ相成候天文器械追進到着可仕ノ處未地所確定不仕就テハ今度本丸地ノ内御新築相成可申太政官へ不差下等場所へ右天文台御設相成候就テハ一處場所檢査シテ之處比較相伺候也 指令 建物地坪等詳細図面ニ相認メ可伺出候事 参考: 淺草天文台ヲ廢撤セシム 2月4日ニ在リ 天文器械ヲ觀象台觀測所ニ使ハルニ詔ニ相成候 3年間 10月30日ニ在リ 11年2月26日 觀象台ヲ本御元宮ニ建テ	法規分類大全才一編	20頁	19030

4		大学より観象台新設の地を定めしむるを申請	科学史研究 才16号	18010	
4	4	23 (大蔵省入達) 領曆量弘税ノ議 参考: 此等 税則 述ニ 改定ニ 至ラス 5年3月22日 文部 省上申卷書アリシ 9年10月17日 内務省甲才39号并悉ヲ以テ 領曆 印紙ヲ定ム 領曆規則第1410條 p23~25ニ 記載アリ	法規分類大全 才一編 21頁	19031	
4	7	5 (大学上申) 領曆規則ハ古ク其舊ニ 依ラシム 参考: 6年3月12日 始テ 領曆規則ヲ定ム	"	26頁 19032	
4	7	大学南校の廃止、文部省の創立にともない、星学局を 天文局と改称し、文部省に 移管	科学史研究 才16号	18009	
4	7	天文局と改称	東京大学 50年史	11017	
4		編修事業、星学局 → 天文局	学術大観 p539	12007	
4	8	17 (兵部省達) 時錶砲ヲ武庫司ニ 屬テ	法規分類大全 才一編	19116	
4	9	2 (達) 基本丸ニ 於テ 毎日 時錶 砲ヲ行フ	"	159頁 19115	
4	月	日 開 (天文局合發布) 明治五年壬申分 曆 ○ 本年11月9日 詔シテ 太陰 曆ヲ 廢シ 太陽 曆ヲ 行フ 故ニ 茲ニ 陰 曆ヲ 收載シテ 以後、存 據ニ 備フ 参考: 星学局ヲ 改テ 天文局ト 稱スル 旨ヲ 達ス 並ニ 4年7月 17日 大学ヲ 廢シ 文部省ヲ 連ル、後ニ 下リ	"	29頁 19033	
4	月	日 開 (兵部省届) 兵部省 算時表ヲ 上ル	"	163頁~164頁 19126	
4		兵部省ニ 算時表ヲ 發行	科学史研究 才16号	18013	
4		内務省に 地理局ニ 開設スル、国内各地ニ 測量ニ 關セ	科学史研究 才16号	18009	
4		海軍水路部ニ 開設	科学史研究 才16号	18009	
4		兵部ニ 條城ノ 報時 鐘ヲ 西洋時刻ニ 改定	科学史研究 才16号	18012	
4		「畫十ニ 字」ノ 大詔	字訓大観 p547	12005	
4	7	28 (10月)	水路部 創設、初代 水路部長 柳 橋 悦、(達ニ 基)	月. 64-11. p. 299~	9032
4	9	9 「日本丸ニ 於テ 来る 9日 刻 登 12 字 大砲 一發 下...	(明治4年9月20日)	月. 24-8 p. 149 (昭6.8)	2031
4		不政 宣布 告 才453号)			
4		輕城内 本丸 大砲ニ 基テ 正午 報時 鐘 開始	科学史研究 才16号	18011	

2 昭6.8.13
7.15 3.12.4
1.5.11

明	日	要	項	出	典	カードNo.
5	(1872)					
5	3	22 (文部省届) 降谷 明 晴 外 六 名ニ 曆 本 量 弘 商 社ヲ 東京 大学ニ 設立スルヲ 許ス 参考: 庚午 4月 弘 曆 者ヲ 定メラル 旨ニ 上ニ 見ユ 9年10月17日 内務省 甲才 39号ヲ 以テ 領 曆 印 紙 ヲ 定ム 15年4月 達 才 8号ニ 因テ 消 滅ス	法規分類大全 才一編	19034	39頁	
5	4	10 (正院達) 宮城内、報時 鐘ヲ 廢ス	"	162頁	19123	
5	4	18 (職官沿革表附録) 天文局ヲ 南校ニ 移ス 天文局 初メ 天文 曆 道 局ト 稱シ 大学ニ 兼 兼ニ 仰 高 門 内ニ	"	42頁	19035	

在リ 3年8月25日 又テ 星学局ト称ス 其天文局ト改称セシ
 月日今考テ可ラス 盖シ四年七月文部省ヲ置クノ後ニ在リナリ
 参考：6年5月 日欠 湯島ニ移ス

- 5 4 18 天文局ヲ南校ニ移ス 東大50年史 11017
- 5 8 23 (文部省定) 天文局ヲ文部省ニ移ス 法理分類大全才一編 19036
 此度南校名義中学校ト御改称ニ相成就テ 天文局ノ儀ハ
 金ノ島川校ニ科ニテ 中学ノ所轄ニ無ク候故 右天文局當中学
 ノ所轄ヲ寄附シ 候 承 御 評 議 相 以下略
 参考：天文局ノ南校ニ移セシハ 5年4月18日ニ在リ
- 5 天文局ヲ南校(才一大才ニ才一箇中学)ニ移シ、次ハ才一文部省ニ移ス 科学史研究 才16号 18014
- 5 8 天文局、南校ガ才一大才ニ才一箇中学ト在リ、才一ハ才一ハ才一文部省ハ、 東大50年史 11017
 編 局 事 務 係 文 部 省 編 局 課 入 天 文 局 教 師 係 南 校 教 師 係
- 5 10 7 (文部省ハ指令) 星学器械ノ代価ヲ文部省ニ給ス 法理分類大全才一編 19037
 参考：3年間10月3日 鯉島少判官移使ハ達
 星学器械書類及其他諸用品大納ノ代價表 以下略
- 5 11 2 (陸軍省達) 時辰表石ハ武庫司ニ屬シ 天應測法ハ兵学寮ニ屬ス " 159頁 19117
- 5 報時号報ハ武庫司ノ所管、天應測法ハ兵学寮ノ所管ト在リ。 科学史研究 才16号 18015
- 5 11 5 (陸軍省上申) 兵学所御用掛市川齋官曆法改正ノ議止ル 法理分類大全才一編 19038
 45頁
- 5 11 8 (海軍省上申) 海軍省和洋比較曆ヲ上梓ス " 167頁 19128
- 5 11 9 (達才337号) 太陰曆ヲ廢シテ太陽曆ヲ行フ " 50頁 19039
 12月3日ヲ以テ 明治6年1月1日ト定ル
 1箇年ヲ365日12箇月ニ分ケ 以下略
 参考 明治5年太陰曆上ニ載ス 参考ス可シ
- 5 11 9 内日 恭ノ達言ニ基ツテ 11月9日曆制ニ改定 太陰太陽 科学史研究 才16号 18017
 曆ヲ廢止シ、太陽曆ヲ採用。 英國航海曆ヲ参照シ、この
 年ノ12月3日ヲ明治6年1月1日ト制定。
- 5 11 9 (達才三三十七号節錄) 陽曆頒降ニ付年月日時ノ稱謂ヲ改正ス 法理分類大全才一編 19109
 156頁
 一 一箇年三百六十五日ニ分ケ 四年毎ニ一日ノ閏ヲ置候事
 一 時刻ノ儀 晷影晷夜長短ニ隨ヒテ 時ニ相分候 今後改テ 時辰係
 一 …… 以下略

明治	要	項	出	典	頁
5(1872)					
5 11 15	(布告第342号) 神武天皇御即位ヲ以テ定メテ紀元ト爲ス 今般太陽曆御合行 神武天皇御即位ヲ以テ紀元ト被 定候ニ付 其旨ヲ被爲告候爲メ 来ルニ十五日御祭典被 執行候事		法理分類大全才一編	19041	73頁
5 11 23	(布告第359号) 改曆ニ付 本年十一月朔日ニ日、兩日ヲ 以テ今十一月二十日三十一日ト定メテ之ヲ銷毀ス 以テ		"	74頁	19042

- 5 // 24 (連才360号) 陽曆折戦ノ祝日祭日等ハ遺テ推考確定ス可キヲ命ス
参考: 6年7月第258号布告ヲ以テ確定ス
- 5 // 26 (布告第361号) 未明治6年ニ限リ各地方ニ於テ略曆ヲ刊行スルヲ許ス
参考: 5年11月第362号連及ヒ6年1月第20号布告ヲ参看ス可シ
- 5 // 26 (連才362号) 略曆刊行ハ地方官ノ検査ヲ經テ之ヲ許可ス
参考: 6年1月第20号布告ヲ参看ス可シ
- 5 // 27 (渡会果ハ指令) 渡会果ニ本年限り太陽曆ヲ重刻スルヲ許ス
- 5 月 日 題 (天文局頒行) 明治六年太陽曆
海軍省和洋比較曆ヲ發行
科学史研究 才16号 180/16
- 5. 2 水政事業ニ於テ天文学ノ重要小生ヲ認め天文台ノ設置トシテ觀測機器、圖書ノ購入等ニついて上申。麻布館名川村純義郎ニ隣接シ石井海軍少監ノ邸内ニ觀測始メシ。
- 5 12 30 明治5年11月9日太政官布告才337号、「未12月30日迄2月24-8, p149. 2031 (昭6.8)
明治6年1月1日(新曆)」と改曆。24時間制ニシテ、前年後ノ時称公定。改曆と共に字ニ時ニ改行。(限本府尚記)

明治 要 項 出 典 才No.

- 6 (1873)
- 6 1 9 (講定) 紀元年号書式ヲ定ム
正式 詔勅、國書、外國往復書翰 神武天皇即位紀元神武天皇御即位
平式 官位紙、宣命布告類他 明治年月日
略式 往復書翰類 年月日
法規分類大全第一編 19049 76頁
- 6 1 9 (布告第五号節録) 日時年ノ計算ヲ改正ス
凡一日十二時ヲ以テスル者 改テ二十四時ヲナス 一年三百六十五日ヲ以テスル者 改テ三百六十五日ヲ以テシ閏年ハ三百六十六日ヲ以テス
参考: 6年6月改定律例頒布ニ依テ消滅ス
- 6 1 12 (34曆者ハ連) 34曆者ニ自今三箇年尙34曆ヲ許ス
- 6 1 18 (連才20号) 略曆辭刻ノ心得方ヲ示ス
参考: 3年4月22日布告ヲ参看ス可シ
- 6 2 9 (布告第四十五号) 一月ノ日数及半年ノ月数ヲ定ム
凡一月ト稱スル者ハ三十日ヲ以テシ半年ト稱スル者ハ六箇月ヲ以テシ閏年ノ限内ニ在ル者ハ一日ヲ加算ス
参考: 6年6月改定律例頒布ニ依テ消滅ス

- 6 2 10 (文部省定) 曆書検査ノ印章ヲ定ム " 77頁 19050
 参考: 6年12月15日 曆局ハ連卷者ス可シ
 9年2月24日 編曆事務ノ内務省ニ屬スルニ依テ消滅ス
- 6 2 10 (文部省同定) 合曆規則ヲ定ム " 77頁 19051
 一、文部省天文局ハ曆局附屬セシメ候事
 一、弘曆者ハ従前ノ如ク四十二人ニ分ルベク尤モ便宜ニ從テ...
 以下略
 参考: 4年7月5日 大寺ヨリ合曆規則案ヲ呈スルニ批テ其ノ舊檢
 ニ依ラシム 此ニ至テ規則ヲ定ム
 6年3月12日 規則改定ニ依テ消滅ス
- 6 2 10 合曆規則ニ定メル 東大50年史 11002 ✓
- 6 3 12 (文部省同定) 合曆規則ヲ改定ス 法規分類大全第一編 19052
 78頁
 参考: 6年2月10日 定ムル所ノ規則ヲ修改セシメリ
 15年4月 内務省存産ニ依テ消滅ス
- 6 5 28 (文部省ハ達) 御歴代天皇御祭日ヲ太陽曆ニ推算セシム " 79頁 19053
 参考: 5年11月 360号及6年7月 258号 布告ヲ参考ス可シ
- 6 5 30 (文部省ハ達) 曆節ニ年日トモテテ記述セシム " 79頁 19054
 太陽曆御頒行ノ節テテ除キ候處既往ノ年月推歩候ニ
 依テ相用候方便ニ付自今曆上ノ年日ハ其ノ記載可改事
- 6 5 日閣 (職官沿革表節録) 天文局ヲ湯島ニ移ス " 80頁 19055
 参考: 7年2月4日 局ヲ廢シ製曆事務ヲ編書課ニ屬ス
 天文局ヲ湯島ニ移ス

明治 要 項 出 典 カト40

- 6 (1873)
- 6 6 13 (改定律例節録) 年日ノ計算方ヲ改ム 法規分類大全第一編 19112
 157頁
 参考: 6年1月第5号同2月第45号 布告ヲ参考ス可シ
- 6 6 24 (布告第一頁ニ号) 各地方報時鐘鼓ノ會同等官費支給ノ處ス " 162頁 19124
 参考: 7年10月 内務省甲第26号 達ヲ参考ス可シ
- 6 7 19 (文部省上申) 明治7年太陽曆稿本ヲ上ル " 80頁 19056
 参考: 6年5月 28日 達及7年同月 30日 達 参考ス可シ
- 6 7 20 (布告第258号) 陽曆掲載ノ祭日祝日ヲ推歩ニ確定ス " 81頁 19057
 参考: 壬申ノ360号 15年11月 24日ノ 布告ナリ
- 6 7 14 (文部省ハ達) 陰陽兩曆对照ノ長曆ヲ作ラシム " 169頁 19130
 参考: 7年1月 17日 上梓 達ニテ
- 6 10 3 (文部海軍ニ省ハ達) 金星觀測始末 " 350頁 19152
 米國政府ニ於テ明治七年十月 金星觀測ノタメ天文官横濱長山所
 ニモ派遣候趣就テ其省同國留学生并 學部省官員或ハ生徒ノ内擬

- 天文部同の試験作度志願に其學術=因り兩端以下試験可... 略
 参考: 此段星宿、觀測=涉ル事項ハ字子關 田等=從フ皆
 臨時、權宜ニ出ルヲ以テナリ
- 6 10 5 (文部省へ達) 東明治七年曆ニ亦下曆=陰曆ヲ注記セシム
 参考: 明治6年本曆上ニ載ス
 6年3月12日定ムル所合頒曆規則第五條ヲ參看ス
 東明治7年曆本の下級に陰曆ヲ注記
 科学史研究 第16号 18020
 6 10 才一大学已才一箇中学が開設學校と改稱セリトカ、是ニ天文學放場
 東大50年史 11017
 開設、外國人教師エミール・レビエ天文台建設の必要ヲ建議
 天文學放場廢止
 6 才一大学已才一箇中学ヲ改メ才一箇用成學校と稱シ、專門課程
 科学史研究 第16号 18018
 法理工學の一部に星學を令ス
 6 11 29 (海軍省上申) 海軍省 海望曆ヲ上梓ス
 法規分類大全第一編 19129
 6 12 8 (布告第406号) 西昆西天文御答曰、正誤
 本年7月才258号布告及及才明治7年太陽曆中源西天文御答曰
 10月21日及10月28日ニ候
 参考: 258号布告ハ皇曆學日及七御答曰日改定、布告ナリ
 6 12 15 (文部省届) 略曆出版ノ手續
 領曆規則中書曆局檢印ヲ行フ事ニ付テハ、此ニ付テハ、不達路困難ニ
 合、何年何月何日免許ト印刷可ハ、此ニ付テハ、此ニ付テハ、
 参考: 合頒曆規則ハ、6年3月12日定ムル所ナリ
 9年10月内務省甲第39号布達ヲ以テ、略曆印刷紙7張セシム
 曆局檢印ハ、6年2月10日定ムル所ナリ
 略曆本を發行、海軍省海望曆を發行
 科学史研究 第16号 18020

明治	要	項	出典	ナ°No.
7 (1874)				
7 1 17	(文部省上申) 陰陽兩曆对照表ヲ上梓呈ス 参考: 9年7月及11年7月、兩次ニ内務省、編纂ナリ 7年2月2日民間賣下テヲ許シ8月文部省達第23号ヲ以テ 印刷ヲ許ス		法規分類大全第一編 172頁-214頁	19131
7 2 2	(文部省上申) 兩曆对照表ヲ賣下ルヲ許ス 参考: 7年1月17日上梓スル所ナリ、8月文部省才23号達 ヲ以テ為印刷ヲ許ス			215頁 19132
7 2 4	(文部省上申) 天文局所管、尙曆事務ヲ編書課ニ屬ス 参考: 9年2月24日編曆事務ヲ内務省ニ屬ス 11年2月26日始テ觀象台ヲ置テ			87頁 19061

7		天文局が廃止され 編曆事務は文部省編書課に移管 海軍観望台の麻布観念3丁目に建設。能海水路の研究の 担当者	科学史研究 才16号 18021
7		編曆事業。天文局 → 内務省地理局量地課	学術大観 p539 12007
7	2	23 (文部省指令) 弘曆商社製曆費用止納スルコトヲ免ス	法規分類大全 才一編
7	3	8 (海軍工部 = 省へ達) 亞細亞海中天気日報電信ヲ交換ス	88頁 19062 353頁 19153
7	4	18 (文部省上申) 文部省八年曆、稿本ヲ上ル	88頁 19063
7	7	2 (文部省へ指令) 九年曆本出願人アルハ辭刻費賣ヲ許ス 参考: 8年12月15日 文部省へ達ヲシテ取消ス 此布達ハ蓋シ發セシテ止ム	71頁 19068
7	8	30 (文部省達) 兩曆対照表ヲ辭刻費賣スルコトヲ許ス	215頁 19133
7		文部省 "陰陽曆対照表" と辭刻	科学史研究 才16号 18024
7		内務省図書局 "本陰太陽兩曆対照表" と編集発行 (明治 11年3月27日)	科学史研究 才16号 18024
7	10	7 (内務省達) 地方ノ報時鐘鼓民衆ヲ以テ保存スル者ハ無代価 ニテ下付シ地所ハ市村ノ公有地ト為サシム	法規分類大全編163頁 19125
7	10	20 (中官達) 明治八年曆 = 鞆中神宮外ニ社ノ祭日ヲ追加ス	88頁 19064
7	12	9 長崎ニ於テ金星ノ太陽面經過觀測。Janssen (仏), Tisserand (仏), Pickers (仏), Davidson (米) 東日。 金星ノ太陽面經過ハ本邦各地で見られ、神戸諏訪山にて 仏 Janssen と首班ト同一隊ノ觀測、又横浜野毛山にてメキコ 遠征隊、東京市殿山にて米人数名觀測、横濱東区に觀測成功。 長崎大浦大平山と麻布海軍観望台の間の経度差をせめて無 信連絡の測定。Davidson (米) の	科学史研究 才16号 18022 科学史研究 才18号 18425 科学史研究 才16号 18023

明治	要	項	出典	才No.
8 (1875)				
8	2	10 (文部省同) 太陰曆の附載ニ削去シ、分至ニ季節ヲ知ルコトニ シテトシテ。	法規分類大全才一編 89頁	19065
8	2	24 (陸軍省達) 正午號砲ヲ東京鎮台ニ屬ス	"	159頁 19118
8	2	27 (文部省届) 九年曆本ノ儀八年中ハ弘曆者ニ販賣セシメ九年以 後ハ一般ニ販賣スルコトヲ許ス 参考: 8年12月15日 文部省へ達ニ因テ消滅ス	"	72頁 19069
8	4	8 (文部省へ指令) 明治九年曆本ニ從前セリ陰曆ヲ合載セシム 8年2月10日 文部省ハ太陰曆の附載ニ削去シ、分至ニ季節ヲ知 ルコトニシテトシテ同ノ旨ニテ(8年4月8日 同) 趣ハ論議 ノ次ニ有之當分附南曆候事トシテ指令 参考: 9年10月20日 内務省陰曆合載ヲ止メ事ヲ請フ 復々許サズ	"	89頁 19066

- 8 5 8 (文部省) 曆本、凡例ヲ改正ス
 末 明治九年曆凡例中子午等、字別紙、通相改候向此段
 御届申候也
 参考: 凡例 明治5年月日關太陽曆頒降ニ依テ定ムル所
 刊、六年曆本卷看ス可シ。 13年3月18日內務省上申
 以下再ヒ修正アリ
 " 91頁 19067
- 8 6 22 達ヲ以テ文部省所管、準刻事務ヲ內務省ニ屬ス
 " 97頁 19072 ✓
- 8 6 領曆 內務省ノ管轄ニ移リ
 末 50年史 11002 ✓
- 8 7 17 準刻局ヲ置ク
 法現令整理大全ニ編 19071 ✓
- 8 10 25 準刻局ヲ廢シ其事務ヲ圖書寮ニ屬シ此ニ至テコレ章程ニ
 77頁 19071 ✓
- 8 12 15 (文部省へ達) 弘曆者ニ明治十年向五箇年尙曆本ノ專売ヲ許シ
 九年曆辭刻出願者ニ許可、指令ヲ廢ス
 " 92頁 19070 ✓
- 8 編曆事務は東京赤坂英町ノ內務省地理局ニ所管
 科学史研究 才16号 18025 ✓
- 8 1011ニ依テ國際メートル法條約ニ調印
 科学史研究 才16号 18026 ✓

9年22頁

明治	号	項	出	典	カドNo.
4 (1871)					
4	3	10 (大学側) 観象台新建, 地ヲ定メテ之ヲ請フ 兼テ穀島少辨務使ハ此ニ詔ニ相成候天文器械追込到着 可仕, 處未地所確定不仕就テハ今度本丸地内御新築 相成可申太政官ハ不差テ場所ハ右天文台御設相成度 就テハ一處場所検査付シテ是比較相伺候也 指令 建物地坪等詳細図面ニ相認メ可伺出候事 参考: 淺草天文台ヲ廢撤セシハ 2月4日ニ在リ 又京城ヲ穀島少辨務使ニ托セシ3年間10月30日在リ 11年2月26日 観象台ヲ本御元宮ニ移テ建ツ	法規分類大全第1編 20頁	19030	
4	4	23 (大蔵省へ達) 領曆費弘税ノ議 参考: 此時 税則逸ニ改定ニ至ラス 5年3月22日 文部 省上申卷書可シ 9年10月17日 内務省ヲ請弁意ヲ以テ領曆 印紙ヲ定ム 領曆規則第140條 p23~25ニ記載アリ	科学史研究 第16号 法規分類大全 第1編 22頁	18010 19031	
4	7	5 (大学上申) 領曆規則ハ姑ク其舊ニ仍ラシム 参考: 6年3月12日 出テ領曆規則ヲ定ム	"	26頁	19032
4	7	大学南校の廢止、文部省の創立にともない、星学局を 天文局と改称し、文部省に移管	科学史研究 第16号	18009	
4	7	天文局と改称	東京大学 50年史	11017	
4		編局事業, 星学局 → 天文局	学術大觀 p537	12007	
4	8	17 (兵部省達) 時辰表ヲ武庫司ニ發ス	法規分類大全第1編	19116	
4	9	2 (建) 舊本丸ニ於テ毎日時辰表ヲ行フ	"	159頁 158頁	19115
4	月	日 開 (天文局へ發布) 明治五年壬申分曆 ○本年11月9日詔シテ太陰曆ヲ廢シ太陽曆ヲ行フ故ニ 茲ニ陰曆ヲ收載シテ以後, 爲據ニ爲フ 参考: 星学局ヲ改テ天文局ト稱スル旨ヲ宣シ蓋シ4年7月 17日 大学ヲ廢シ文部省ヲ建ルノ後ニ在リ	"	29頁	19033
4	月	日 開 (兵部省届) 兵部省真時表ヲ上ル	"	163頁~164頁	19126
4		兵部省ニ真時表ヲ發行	科学史研究 第16号	18013	
4		内務省ニ地理局ニ開設スル, 同内各地ニ測量ニ開始	科学史研究 第16号	18009	
4		海軍水路部ニ開設	科学史研究 第16号	18009	
4		兵部ニ條城ノ敵時表ニ示淨時刻ニ改定	科学史研究 第16号	18012	
4		「建十二字」の大砲	学術大觀 p547	12005	
4	7	28 (内務省) 水路部創設, 初代水路部長 柳橋 棹 (建工記)	月. 64-11, p. 299~	9032	
4	9	9 「日本丸」ニ於テ 1873年9月1日 皇12字大砲一発ヲ... (明治4年9月20日 太政官布告第453号)	月. 24-8 p. 149 (附68)	2031	
4		京城内本丸大砲ニヨリ正午報時ニ開始	科学史研究 第16号	18011	

法規分類
第1編
159頁

8	5	8	(文部省局) 曆本ノ凡例ヲ改正ス 其明治九年曆凡例中子午等ノ字別紙ノ通相改候向此様 御届申候也 参考: 凡例「明治5年月日關太陽曆頒降ニ依テ定ムル所 刊。六年曆本卷看ス可シ。13年3月18日内務省上申 以下再ヒ修正アリ	"	91頁	19067	
8	6	22	達ヲ以テ文部省所管ノ準刻事務ヲ内務省ニ屬ス	"	97頁	19052	✓
8	6		銀曆 内務省ノ管轄ニ移リ	未大 50年史		11002	✓
8	7	17	準刻局ヲ置ク	法現合本館大全才一編		19071	✓
8	10	25	準刻局ヲ廢シ其事務ヲ圖書寮ニ屬シ此ニ至テコレ章程ニ屬ス	"	77頁	19071	✓
8	12	15	(文部省へ達) 弘曆者ニ明治十年ヨリ向五箇年尙曆本ノ專売ヲ許シ 九年曆鑄刻出願者ニ許可ノ指令ヲ廢ス	"	92頁	19070	✓
8			編曆事務ハ東京赤坂區町ノ内務省地理局ニ所管	科学史研究 才16号		18025	✓
8			パリニ於ケル國際メートル法條約ニ關シテ	科学史研究 才16号		18026	✓

9年22頁

これらアーカイブ新聞の記事にお気づきのことがあれば、編集者中桐にご連絡いただければ幸いです。中桐のメールアドレスは、arcnaoj@pub.mtk.nao.ac.jp